

議 案 目 録

令和7年(2025年)6月9日

番 号	件 名
議案第 48 号	令和7年度(2025年度)彦根市一般会計補正予算(第2号)
議案第 49 号	令和7年度(2025年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 50 号	彦根市長の給与の特例に関する条例案
議案第 51 号	彦根市空家等の適正管理および活用に関する条例案
議案第 52 号	彦根市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 53 号	彦根市市税条例の一部を改正する条例案
報告第 6 号	令和7年度(2025年度)一般財団法人彦根市事業公社の事業計画について
報告第 7 号	第38期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業計画について
報告第 8 号	第23期株式会社四番町スクエアの事業計画について
報告第 9 号	令和6年度(2024年度)彦根市繰越明許費繰越計算書について
報告第 10 号	令和6年度(2024年度)彦根市水道事業会計予算繰越しについて
報告第 11 号	令和6年度(2024年度)彦根市下水道事業会計予算繰越しについて
報告第 12 号	損害賠償の額の決定について

議案第 50 号

彦根市長の給与の特例に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)6 月 9 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市長に支給する給料、期末手当および退職手当の額について、彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(昭和 32 年彦根市条例第 43 号。以下「特別職給与条例」という。)および彦根市長等の退職手当に関する条例(平成 3 年彦根市条例第 31 号。以下「市長等退職手当条例」という。)の特例を定めるものとする。

(給料および期末手当の額の特例)

第 2 条 令和 7 年 7 月 1 日から令和 11 年 5 月 9 日までの間(以下「特例対象期間」という。)に係る市長の給料および期末手当の額は、特別職給与条例の規定にかかわらず、特別職給与条例の規定を適用した場合に市長が受けることができる額から当該額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じた額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(退職手当の額の特例)

第 3 条 特例対象期間に係る市長の退職手当の額は、市長等退職手当条例の規定にかかわらず、市長等退職手当条例の規定を適用した場合に市長が受けることができる額から当該額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じた額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

付 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 51 号

彦根市空家等の適正管理および活用に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)6 月 9 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市空家等の適正管理および活用に関する条例

彦根市空き家等の適正管理に関する条例(平成 24 年彦根市条例第 30 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等および法定外空家等の適正な管理、適切に管理されていない空家等および法定外空家等に対する措置、空家等および法定外空家等の活用の促進等について必要な事項を定めることにより、もって市民等の生命、身体および財産を保護し、良好な生活環境の保全および快適なまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法定外空家等 市内に存する長屋もしくは共同住宅の住戸またはこれらに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものおよびその敷地(立木その他の土地に定着するものを含む。)をいう。ただし、国または地方公共団体が所有し、または管理するものを除く。
- (2) 管理不全法定外空家等 適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定法定外空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる法定外空家等をいう。
- (3) 特定法定外空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことに

より著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる法定外空家等をいう。

(4) 所有者等 所有者または管理者をいう。

(5) 事業者 不動産業、建設業その他の空家等および法定外空家等の管理および活用に関する事業を行う者をいう。

(6) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、または滞在する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、空家等または法定外空家等の適切な管理および活用に関する施策(以下「市の施策」という。)を実施するとともに、空家等または法定外空家等の所有者等、事業者および市民等に対して空家等または法定外空家等を放置せず活用する意識の啓発を行うものとする。

2 市は、管理不全空家等、特定空家等、管理不全法定外空家等または特定法定外空家等の所有者等による適切な管理の促進を図るため、必要な措置を講じるものとする。

3 市は、空家等および法定外空家等に対する必要な施策を講じるため、事業者、市民等、自治会その他の地域の団体、有識者、各種団体等と連携を図るよう努めるものとする。

(空家等または法定外空家等の所有者等の責務)

第4条 空家等または法定外空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等または法定外空家等を適切に管理するよう努めるものとする。

2 空家等または法定外空家等の所有者等は、市の施策に協力するとともに、空家等または法定外空家等もしくはそれらの跡地の適切な管理および活用等に努めるものとする。

3 空家等もしくは法定外空家等の敷地の所有者は、当該敷地を他人に使用させている場合は、当該敷地に存する建築物、工作物、立木竹その他の物の所有者等に対してこれらを適切に管理させるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市の施策および空家等または法定外空家等もしくはそれらの跡地の適切な管理および活用等に協力するとともに、事業活動を通じて流通の促進に努めるものとする。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、市の施策に協力するとともに空家等および法定外空家等の発生予防に努め、管理不全な状態であると思われる空家等または法定外空家等があると認めるときは、速やかに市長にその情報を提供するものとする。

(立入調査等)

第7条 市長は、法定外空家等の所在および当該法定外空家等の所有者等を把握するための調

査その他法定外空家等に関し、この条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は、第 14 条から第 17 条までの規定の施行に必要な限度において、法定外空家等の所有者等に対し、当該法定外空家等に関する事項に関し報告させ、またはその職員もしくはその委任した者に、法定外空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市長は、前項の規定により当該職員またはその委任した者を法定外空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その 5 日前までに、当該法定外空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第 2 項の規定により法定外空家等と認められる場所に立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(法定外空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第 8 条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の法定外空家等の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、法定外空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、法定外空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(データベースの整備等)

第 9 条 市長は、管理不全法定外空家等および特定法定外空家等に関するデータベースの整備その他これらに関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による法定外空家等の適切な管理の促進)

第 10 条 市長は、所有者等による法定外空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(土地所有者等に対する協力要請)

第 11 条 市長は、土地所有者、市民等、自治会その他の地域の団体その他の者に対し、空家等または法定外空家等の情報の提供その他市長が特に必要があると認める事項について協力を求めることができる。

(関係機関との連携)

第 12 条 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に対して、空家等または法定外空家等の所有者等の情報の提供等その他市長が特に必要があると認める事項について協力を求めることができる。

2 市長は、法第 10 条第 3 項の規定に基づく提供または前項の規定に基づく協力を得るために、次に掲げる情報を提供することができる。

(1) 法第 9 条の規定による調査により得られた情報

(2) 法第 13 条第 1 項の規定による指導の内容または同条第 2 項の規定による勧告の内容

(3) 法第 22 条第 1 項の規定による助言もしくは指導の内容または同条第 2 項の規定による勧告の内容

(4) 第 7 条第 1 項または第 2 項の規定による調査により得られた情報

(5) 次条第 1 項の規定による指導の内容および同条第 2 項の規定による勧告の内容

(6) 第 14 条第 1 項の規定による助言または指導の内容および同条第 2 項の規定による勧告の内容

(管理不全法定外空家等の所有者等に対する指導および勧告)

第 13 条 市長は、管理不全法定外空家等の所有者等に対し、管理不全法定外空家等が特定法定外空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全法定外空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定法定外空家等に該当することとなるおそれが大いいと認めるときは、当該指導を受けた者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全法定外空家等が特定法定外空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(特定法定外空家等の所有者等に対する助言または指導および勧告)

第 14 条 市長は、特定法定外空家等の所有者等で市長が必要と認める者に対し、当該特定法定外空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定法定外空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言または指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言または指導をした場合において、なお当該特定法定外空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言または指導を受けた者に対し、相当の猶予

期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

(勧告に係る意見陳述および届出)

第 15 条 市長は、法第 13 条第 2 項、法第 22 条第 2 項、第 13 条第 2 項または前条第 2 項の勧告を行おうとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

2 法第 13 条第 2 項、法第 22 条第 2 項、第 13 条第 2 項または前条第 2 項の勧告を受けた者が当該勧告に係る状態を改善したときには、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(公表)

第 16 条 市長は、法第 22 条第 2 項または第 14 条第 2 項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その旨および次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、その事実を示した標識を当該特定空家等または特定法定外空家等に設置することができる。

(1) 勧告に従わない者の氏名および住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)

(2) 勧告に係る特定空家等または特定法定外空家等の所在地

(3) 勧告によりとるべきものとされた必要な措置の内容

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(命令)

第 17 条 市長は、第 14 条第 2 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置およびその事由ならびに意見書の提出先および提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者またはその代理人に意見書および自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から 5 日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第 1 項の措置を命じ

ようとする者またはその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

- 5 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第1項の規定によって命じようとする措置ならびに意見の聴取の期日および場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 6 第4項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 7 市長は、第1項の規定による命令をした場合においては、法第22条第13項の例によりその旨を公示しなければならない。
- 8 前項の規定により設置する標識は、第1項の規定による命令に係る特定法定外空家等に設置することができる。この場合において、当該特定法定外空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、または妨げてはならない。
- 9 第1項の規定による命令については、彦根市行政手続条例(平成8年彦根市条例第25号)第3章(第12条および第14条を除く。)の規定は、適用しない。

(代執行等)

第18条 市長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないときまたは履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、または第三者をしてこれをさせることができる。

- 2 前条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者(以下この項において「命令対象者」という。)を確知することができないとき(過失がなく第14条第1項の助言もしくは指導または同条第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため前条第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、またはその命じた者もしくは委任した者(以下「措置実施者」という。)にその措置を行わせることができる。この場合において、市長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨およびその期限までにその措置を行わないときは市長または措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

(特定法定外空家等に対する措置に関する委任)

第19条 第14条から前条までに定めるもののほか、特定法定外空家等に対する措置に関し必

要な事項は、市長が別に定める。

(緊急安全措置)

第 20 条 市長は、空家等または法定外空家等が著しく管理不全な状態であるため、人の生命、身体または財産に危険な状態が切迫していると認めるときは、当該危険な状態を回避するために必要な最小限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)を自ら行い、または措置実施者に行わせることができる。

2 市長は、緊急安全措置を自ら行い、または措置実施者に行わせたときは、当該空家等または法定外空家等の所有者等に対し、通知(当該所有者等またはその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告)をしなければならない。

3 第 1 項の場合において、市長は、緊急安全措置に要した費用を当該空家等または法定外空家等の所有者等から徴収することができる。

(軽微な措置)

第 21 条 市長は、地域における防災上、防犯上または生活環境もしくは景観の保全上の支障を除去し、または軽減することができることを認めるときは、空家等または法定外空家等の開放されている扉または窓の閉鎖、支障物の移動、立入禁止のための措置その他必要最小限の軽微な措置を自ら行い、または措置実施者に行わせることができる。

(技術的援助)

第 22 条 市長は、法第 13 条第 1 項、法第 22 条第 1 項、第 13 条第 1 項または第 14 条第 1 項の助言もしくは指導に従って管理不全空家等、特定空家等、管理不全法定外空家等または特定法定外空家等の所有者等が必要な措置その他の措置をとろうとする場合において、必要な技術的援助を行うことができる。

2 市長は、特定空家等または特定法定外空家等の所有者等がとるべき必要な措置をとらない場合またはこれらの所有者等を確知できない場合において、これらの土地所有者が自ら必要な措置をとろうとするときは、当該土地所有者に対して、必要な技術的援助を行うことができる。

(活用)

第 23 条 空家等または法定外空家等の所有者等は、当該空家等を利用する見込みがないときは、賃貸、譲渡その他の当該空家等を活用するための取組を行うよう努めるものとする。

2 空家等または法定外空家等の敷地の所有者等は、当該空家等が除却されたときは、跡地を活用するための取組を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、前 2 項の取組に協力するよう努めるものとする。

- 4 市長は、法定外空家等およびその跡地(土地を販売し、または賃貸する事業を行うものが販売し、または賃貸するために所有し、または管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(彦根市空家等対策推進協議会)

第 24 条 法第 8 条第 1 項に規定する協議会として、彦根市空家等対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は委員 9 人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

(規則への委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 7 条第 2 項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者
- (2) 第 17 条第 1 項の規定による市長の命令に違反した者

付 則

この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

議案第 52 号

彦根市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)6 月 9 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

彦根市職員の退職手当に関する条例(昭和 29 年彦根市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 14 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の彦根市職員の退職手当に関する条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 53 号

彦根市市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)6 月 9 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市市税条例の一部を改正する条例

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条中「は、」の次に「公示事項(同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、または公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 19 条の 3 中「地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「または扶養控除額」を「、扶養控除額または特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「もしくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「もしくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号および第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。)(前年の合計所得金額が 850,000 円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「または特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。)」の次に「もしくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 850,000 円以下であるものに限る。)」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「または特定親族」を加える。

付則第 13 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第 13 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡しまたは同条第 2 項の売渡しもしくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第 92 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第 92 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項および次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部または一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。)の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるものおよび同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ(第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

- (2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ(第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 34 条の 2、第 36 条の 2 第 1 項ただし書、第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号および第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定ならびに付則第 3 条の規定 令和 8 年 1 月 1 日
- (2) 付則第 13 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定および付則第 4 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日
- (3) 第 19 条および第 19 条の 3 の改正規定ならびに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 1 号)附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の彦根市市税条例(以下「新条例」という。)第 19 条の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 34 条の 2 および第 36 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 36 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号および第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。)(前年の合計所得金額が 850,000 円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、付則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日(以下「1 号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項および第 3 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の彦根市市税条例(以下「旧条例」という。)第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項および第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等(同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第 4 条 次項に定めるものを除き、付則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった加熱式たばこ(新条例付則第 13 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、彦根市市税条例第 92 条の 2 第 1 項の売渡しまたは同条第 2 項の売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項および新条例付則第 13 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
- (1) 彦根市市税条例第 94 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例付則第 13 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例付則第 13 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

報告第 6 号

令和 7 年度(2025 年度)一般財団法人彦根市事業公社の事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 7 年度(2025 年度)の一般財団法人彦根市事業公社の事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)6 月 9 日

彦根市長 田 島 一 成

報告第 7 号

第 38 期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 38 期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)6 月 9 日

彦根市長 田 島 一 成

報告第 8 号

第 23 期株式会社四番町スクエアの事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 23 期株式会社四番町スクエアの事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)6 月 9 日

彦根市長 田 島 一 成

報告第 9 号

令和 6 年度(2024 年度)彦根市繰越明許費繰越計算書について

令和 6 年度(2024 年度)彦根市一般会計予算および令和 6 年度(2024 年度)彦根市農業集落排水事業特別会計予算のうち、繰越明許費に係る歳出予算の経費を次のとおり繰り越したので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年(2025 年)6 月 9 日

彦根市長 田 島 一 成

令和6年度（2024年度）繰越明許費繰越計算書
(単位 千円)

会計名	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内			一般財源
						既収入特定財源	未収入特定財源	市債	
一般会計	総務	費	ひこにゃん商標管理事業	847	847				847
		戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務	7,747	7,669		7,669		
	民生	費	低所得世帯支援給付金支給事業	242,201	114,710		114,710		
	衛生	清掃費	ごみ焼却場一般管理事業	46,968	45,791				45,791
	農林業	水費	団体営土地改良事業	20,150	20,150			18,100	2,050
	土木	道路橋りょう費	道路橋りょう共通事業	3,550	3,550		2,640		910
			路面舗装修繕事業	50,500	50,500		25,000	25,000	500
			中山道線ほか1線道路改良事業	63,749	62,594		27,114	33,000	2,480
			芹橋彦富線（彦富工区）道路改良事業	41,943	41,943		21,500	18,300	2,143
			橋りょう長寿命化推進事業	20,292	18,856		9,812	7,900	1,144
河川費			近江鉄道沿線地域公共交通再生事業	96,582	96,582		48,291	48,200	91
			駅関連施設等維持管理事業	2,420	2,420				2,420
			大黒川外河川改良事業	10,669	10,669			8,000	2,669

令和6年度（2024年度）繰越明許費繰越計算書
(単位 千円)

会計名	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
						既収入特定財源	未収入特定財源	国県支出金	一般財源
		都市計画費	J R 稲枝駅周辺整備事業	76,804	76,804			37,652	38,200
			金亀公園整備事業	103,942	103,931			22,289	73,400
			稲枝地区公園整備事業	27,809	27,809			8,470	14,400
	消防費	消防費	消防水利整備事業	17,611	17,611				10,200
	教育費	小学校費	小学校各所整備改修事業	103,191	103,191			40,544	59,900
		中学校費	中学校各所整備改修事業	33,220	33,220			12,686	17,000
		社会教育費	特別史跡「彦根城跡」保存整備および維持管理事業	54,135	54,135			30,302	11,600
			歴史まちづくり事業	16,025	16,025			4,800	10,000
	計		彦根市立図書館大規模改修事業	7,949	7,949			2,384	5,000
				1,048,304	916,956			415,863	398,200
農排特 業水別 集事会 落業計	施設費	施設費	施設管理事業	3,850	3,850				
	計			3,850	3,850				
	合計			1,052,154	920,806			415,863	398,200

報告第 10 号

令和 6 年度(2024 年度)彦根市水道事業会計予算繰越しについて

令和 6 年度(2024 年度)彦根市水道事業会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年(2025 年)6 月 9 日

彦根市長 田 島 一 成

令和6年度（2024年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

（単位 千円）

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説明
						企業債	国庫補助金	工事負担金	既収入特定財源	損益勘定留保資金	
資本的支出	建設改良費	東沼波町観測井設置工事	29,451	10,700	18,751					18,751	老朽管更新計画に基づき実施するため繰り越すもの
		老朽管更新工事	48,292		48,292					48,292	老朽管更新計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整に時間を要したため繰り越すもの
		公共事業関連布設替工事	63,422	11,000	52,422			7,028		45,394	国道・県道の整備工事に伴い布設替工事を行うものであるが、工事間調整に時間を要したため繰り越すもの
		配水管管網整備工事	10,184		10,184					10,184	管網整備計画に伴い布設替工事を行うものであるが、工事間調整に時間を要したため繰り越すもの
		配水管布設跡舗装復旧工事	25,289		25,289					25,289	管布設に伴う舗装本復旧を行うものであるが、関係機関との調整に時間を要したため繰り越すもの
		公共下水道関連工事	134,401	44,100	90,301			44,109		46,192	下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、下水道工事が繰越処理されるため本工事も繰り越すもの
		大藪浄水場自家発電設備更新工事	108,900		108,900	108,900					中期経営計画に基づき実施するものであるが、電気設備の製造に時間を要するため繰り越すもの
		大藪浄水場自家発電設備建築工事	87,720		87,720	87,700				20	中期経営計画に基づき実施するものであるが、埋設物に障害物が発見されたことにより時間を要したため繰り越すもの

令和6年度（2024年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額										(単位 千円)	
款	項	事業名	予 算 計 上 額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説 明
						企業債	国庫 補助金	工 事 負担金	既収入 特定財源	損益勘定 留保資金	
資本的支出	建設改良費	大藪町水管橋基本 設計委託業務	8,086		8,086					8,086	老朽管更新計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整に時間を要したため繰り越すもの
		計	515,745	65,800	449,945	196,600		51,137		202,208	

(単位 千円)

報告第 11 号

令和 6 年度(2024 年度)彦根市下水道事業会計予算繰越しについて

令和 6 年度(2024 年度)彦根市下水道事業会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年(2025 年)6 月 9 日

彦根市長 田 島 一 成

令和6年度（2024年度）彦根市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額											(単位 千円)	
款	項	事業名	予 算 計 上 額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説 明	
						企業債	国 県 補助金	工 事 負担金	既収入 特定財源	損益勘定 留保資金		
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業	709,252	393,488	315,764	204,200	84,755			26,809	関係機関との調整に不測の日数を要し、設計・契約事務等に遅れが生じたため繰り越すもの	
		浸水対策下水道事業(雨水対策)	105,000	63,720	41,280	16,800	18,700			5,780	関係機関との調整に不測の日数を要し、設計・契約事務等に遅れが生じたため繰り越すもの	
		計	814,252	457,208	357,044	221,000	103,455			32,589		

報告第 12 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)6 月 9 日

彦根市長 田 島 一 成

専決第 8 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年(2025 年)5 月 22 日

彦根市長 田 島 一 成

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○○○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 198,000 円を支払う。

3 事案の概要

令和 7 年 3 月 7 日午前 11 時 20 分頃、彦根市西今町 305 番地 1 の集合住宅の敷地において、敷地内のごみ集積所に向けて公用車を後退させたところ、当該ごみ集積所付近に相手方が設置した自転車駐車場のひさしに接触したことにより、当該ひさしが損傷したもの